

令和8年度 大阪市電気自動車用充電設備設置費補助事業の概要

【補助対象者】

- ア 大阪市に所在する集合住宅の管理組合又は集合住宅を所有する者
 - イ 上記アに規定する者から許諾を受け、充電設備を設置し所有する居住者又はリース会社等
 - ウ 新築分譲の集合住宅にあつては、販売事業者の許諾を受けている者
- (注)ただし、令和8年度に国の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電設備等導入促進補助金」の交付決定を受けていることが前提。

【補助対象設備】

- ・普通充電設備
- ・充電用コンセント
- ・充電用コンセントスタンド

【補助額】

- ・設備費 国補助額(設備費の2分の1以内)と同額
- ・工事費 国補助上限超過分(ただし、一口当たり20万円まで)
- ・設備費と工事費を合わせた額の上限は100万円
- ・消費税は補助対象外

設備費	国補助1/2以内	大阪市 国と同額を補助
工事費	国補助 1/1以内(上限あり)	国補助上限超過分 大阪市補助 (20万円/口まで)

【申請方法等】

- ・大阪市の交付申請書に必要事項を記載のうえ、国補助金交付決定通知書の写しや国補助金交付申請時に提出した書類等を添付して、交付申請年度の11月16日までに大阪市の指定した[メールアドレス](#)宛に提出してください。
- ・申請書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査を完了した順に補助金の交付決定を行います。
- ・交付決定の合計額が予算の範囲を超えると見込まれるときは、提出期限前であっても申請の受付及び交付の決定を中止します。
- ・実際の補助額は、国補助金の額確定通知書(写し)などとともに実績報告書を提出いただいたうえで確定します。
- ・設置工事は、大阪市の交付申請書を提出し、大阪市から補助金交付決定通知を受けたのちに実施してください。
- ・大阪市の補助金交付決定通知を受けずに設置工事を実施した場合は、大阪市の補助金交付は受けられません。
- ・ただし、やむを得ない事由により、大阪市の補助金交付決定前に設置工事を開始する必要がある場合は、交付申請書とともに設置工事前開始承認申請書を提出し、大阪市から事前開始承認を受けることが必要です。